バーゼル委による「開示要件(第3の柱)の 更新一第3フェーズ」最終規則文書

2019年1月 金融广/日本銀行

* 当資料は、バーゼル委が公表した市中協議文書の内容への理解促進の一助として、作成されたものです。当資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

м

目次

- 1. 経緯/概要
- 2. 第3フェーズの主な開示要件(うちバーゼルⅢ最終化関係)
 - (1)信用リスクの開示
 - (2)オペレーショナル・リスクの開示
 - (3)レバレッジ比率の開示
 - (4)信用評価調整(CVA)の開示
 - (5)内部モデル採用行による標準的手法でのRWA開示
 - (6)主要指標、概観の開示
- 3. 第3フェーズの主な開示要件(うち新たな開示)
 - (7)信用リスクの開示(不良債権)
 - (8)担保資産の開示
 - (9)配当制限に繋がるトリガー水準の開示
- 4. 開示(第3の柱)枠組みの前提 <参考>第1~3フェーズの雛形一覧

1. 経緯/概要

- バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は、銀行の情報開示を通じた市場規律の活用のための枠組み(第3の柱)について、3段階(フェーズ)からなる開示の強化・改善に向けた見直しを実施。
- 第1フェーズ(2015年1月公表済)では、現行の自己資本比率の分母 (リスク・アセット〈RWA〉)に係る開示を見直し、様式を統一した。
- <u>第2フェーズ(2017年3月公表済)では、以下の取組みを行った。</u>
 - ①「レバレッジ比率」、「流動性比率」、「銀行勘定の金利リスク」等に関する開示を、第3の柱の枠組みに統合。
 - ② 開示の質を高めるため、規制上の主要数値(自己資本比率、レバレッジ比率、流動性比率等)の時系列推移を一覧できる開示雛形を追加。
 - ③「総損失吸収力(TLAC)」及び「マーケット・リスク」規制の内容を踏まえた開 示項目の改定及び追加。
- 第3フェーズ(2018年12月公表済)では、以下の取組みを行った。
 - ① バーゼル皿の最終化を踏まえた開示項目の改定及び追加。
 - ② 新たに「担保資産」、「配当制限に繋がるトリガー水準」、「不良債権と条件 緩和債権」の開示雛形を追加。

1. 概要(補足)

■ 市中協議文書からの主な変更点は、以下の通り。

オペレーショナル・リスクの開示 (様式 OR1):

- 機密情報が開示されるリスクを回避する観点から、補足説明において個別の損失情報の開示を不要としたほか、機微情報に係る開示も不要である旨を明示。
- 自己資本比率の計算上除外(exclusion)されるオペ損失の件数を報告する行(4,9行目)を追加。

信用評価調整(CVA)の開示 (様式CVAA, CVA2,CVAB, CVA3):

機密情報が開示されるリスクを回避する観点から、開示内容を大幅に簡素化。

内部モデル採用行による標準的手法でのリスク・アセット(RWA)開示 (様式CMS):

- Benchmarking⇒Comparison of Modelled and Standardised RWA と名称を変更
- CMS1-B列の「A列のポートフォリオを標準的手法で計算し直した場合のRWA」を「モデル承認行が標準的手法を用いて計算するポートフォリオのRWA」に変更(ネッティング・分散効果を適切に勘案)。

担保資産の開示 (様式ENC):

表中記載の例示(カバードボンド、証券化等)を様式から削除。

実施時期:

バーゼルⅢ最終化枠組み(2017年12月公表)に関するもの以外の開示様式について、実施時期を、2019年末から2020年末に変更。

2.(1) 信用リスクの開示(様式CR)

- 内部格付手法(IRB)・標準的手法(SA)の改定に伴い、以下の雛型に、 RW別の開示項目の変更や新たな資産クラスの追加等の修正を行った。
 - 様式CR4(P17-19;最終規則文書のページ、以下同じ):資産クラス別に、オフバランス資産に対する掛目(CCF:Credit Conversion Factor)及び信用リスク削減手法(CRM:Credit Risk Mitigation)勘案前後のエクスポージャーやRWA等を開示。(開示対象:SAを用いる全銀行)⇒資産クラス区分(銀行・事業法人・不動産の内訳追加等)を修正。
 - ・ 様式CR5 (P20-23): 資産クラス、RW別のエクスポージャー (CCF及びCRM勘案後)を開示。(<u>開示対象</u>: SAを用いる全銀行) ⇒従来は、全資産クラスで一律に指定されたRWに対応した開示を求め ていたが、資産クラス毎に適用可能なRWに応じた形式に修正。この他、 RW別のオン・オフバランスシート上のグロス・エクスポージャーや、適用 されるCCFを開示する表を新たに追加。
 - 様式CR10 (P24-25): IRB行が保有する株式はSA扱いとなったため、 株式エクスポージャーに係る部分を従来の雛型から削除。
 (開示対象: IRB行のみ)
 - 開示頻度:半期 実施時期:2022年1月

2(2) オペレーショナル・リスクの開示(<u>様式OR</u>)

- 新しいオペレーショナル・リスク(オペリスク)計測手法(標準的手法に1本化)の下では、「ビジネス規模」と「損失実績」を組み合わせて所要オペリスク資本額を算出する。両者に関する情報が開示対象となる。
 - 銀行の現在のリスクプロファイルに無関係な損失(特殊損失)や廃業したビジネスにかかるBI(ビジネス指標)については、当局による個別の承認を条件に、所要オペリスク資本額の計算対象から除外可能。
 - また、各国裁量で、ビジネス規模のみを勘案して所要オペリスク資本額を算出する(損失実績部分を1に設定する)ことも可能。
- 様式ORA (P26):オペリスク管理に関する定性的な情報の開示。
 - オペリスク管理に関する規定やガイドライン、管理体制や内部統制の枠組み、 リスク軽減策等を示すことが求められている。
- <u>様式OR1 (P27-28)</u>:過去10年間のオペ損失実績の時系列開示。
 - 新オペリスク計測手法では、当局裁量により、オペ損失事象の閾値として2万 又は10万ユーロのどちらかを選択可能。しかし、開示文書では比較可能性を 確保する観点から、2万および10万ユーロの両方の閾値を用いた場合の損失 実績を開示することとした。Exclusionの件数についても開示対象に加えた。

2(2) オペレーショナル・リスクの開示(様式OR)

- 様式OR1(P27-28 続き):
 - なお、特殊損失、および直近のオペ損失額や回収額(リカバリー)のうち金額が大きい事案については、補足情報などの追加開示を求めている(ただし、個別の損失情報の開示、機密情報の開示は不要となった)。
 - また、損失実績をオペリスクの計算に用いるか否か、用いない場合の理由が オペ損失データの要件(オペリスク最終規則のパラ19~31)を満たさないこと によるものか、についても開示を求めている。
- <u>様式OR2(P29-30)</u>:ビジネス指標(BI)とサブコンポーネントの開示。
 - 金利等区分(interest, lease, and dividend component)、サービス区分 (service component)、金融取引等区分(financial component)に分けて開示。
 - なお、所要オペリスク資本額の計算対象外となる廃業したビジネス (divested activities)のBIも開示対象となる。
- <u>様式OR3 (P31)</u>: 所要オペリスク資本額等の開示。
 - OR1, OR2に記載のある情報から、その銀行が所要オペリスク資本額を計算する過程を示すもの。
- <u>開示対象</u>: OR1はBIが原則10億ユーロ超の銀行、OR2およびOR3 は全銀行。 <u>開示頻度</u>: 年次 <u>実施時期</u>: 2022年1月 ⁶

2(3) レバレッジ比率の開示(様式LR)

- レバレッジ比率については、「レバレッジ比率及び開示要件の改定枠組み」(2014年1月最終化)の中で、2015年より開示が求められている。
- 2017年12月のバーゼルⅢ最終化に伴い、いくつかの修正がなされた。
 - その内、2018年1月から適用可となるものが、①中銀預金の除外、②リスク 移転の要件を満たした伝統的証券化商品の除外、の2つ。⇒即時適用
 - 2022年1月から適用されるものは、主に以下のとおり。
 - ① デリバティブ・エクスポージャーの計測を修正SA-CCRに移行
 - ② 有価証券等の未決済取引の扱いを明確化
 - ③ オフバランスシート項目に用いるCCFを信用リスクSAに合わせて変更
 - ④ 引当金等の取扱いを明確化(Tier1資本から減額される金額をエクスポージャーからも減額可とする)
 - ⑤ cash pooling・レポ取引の取扱いの明確化
 - ⑥ G-SIBに対して、自己資本比率規制におけるG-SIBバッファー(上乗せ比率)の50%を最低水準(3%)に上乗せ

2(3) レバレッジ比率の開示(様式LR)

■ <u>様式LR1(P32-33)</u>:レバレッジ比率の分母について、会計上の資産 が規制上のエクスポージャーに変換される過程を開示するもの。

(<u>開示対象</u>:全銀行)

以下のadjustmentに関する行が追加され、8行から13行となった。

3行目:リスク移転の要件を満たした証券化商品で除外対象の金額

4行目:中銀預金で除外対象の金額

6行目:有価証券等の未決済取引を調整する金額

7行目: cash poolingのうち、除外対象となる金額

11行目:引当金等についてエクスポージャーから除外した金額

- 様式LR2 (P34-36): レバレッジ比率の分子、分母を項目別に開示する もの。 (開示対象: 全銀行)
 - レバレッジ比率の構成要素に関連する情報以外に、以下2点が修正された。
 - ①中銀預金を除外した場合としない場合のレバレッジ比率と、それに伴い変更した各国の最低所要水準(引上げ)、②G-SIBに対する上乗せ

■ 開示頻度:四半期 実施時期:

- 2014年規則に基く開示は、2018年1月より本格実施(先行実施は2015年1月)
- ・ 20年末規則に基く開示(第3フェーズ)は、2022年1月。

2(4) 信用評価調整(CVA)の開示(様式CVA)

- 信用評価調整(CVA)とは、取引相手方の信用力をデリバティブ取引の評価額に反映させる公正価値調整のことである。
- バーゼルⅡでは、取引相手方のデフォルト・リスク(カウンターパーティー信用リスク〈CCR〉)に対する資本賦課の仕組みは存在したが、バーゼルⅢ最終化合意では、「取引相手方の信用スプレッドの変動リスク」と「市場要因によるエクスポージャーの変動リスク」の両方を捉えることが可能な枠組みが整備された。
- 新規制では、各銀行のデリバティブ取引の規模や特性等を踏まえ、 ①標準的方式(SA-CVA)と②基礎的方式(BA-CVA)の2つの計算 手法に加え、デリバティブ取引の規模が小さな銀行向けに③簡便法 が用意された。
 - ②BA-CVAは、クレジットヘッジを勘案する場合(full BA-CVA)と勘案しない場合(reduced BA-CVA)に分けられる。
 - ③簡便法は、OTCデリバティブの想定元本が1,000億ユーロ以下の銀行のみが適用可能。CCRと同水準の所要自己資本が求められる。

2(4) 信用評価調整(CVA)の開示(様式CVA)

- 各銀行が採用するCVAリスク計測手法の違いにより開示内容が異なることから、以下のとおり、複数の様式が存在する。(P37-42)
 - □ なお、開示の内容は、最終化の段階で大幅に簡素化されている。

様式	対象	開示内容	頻度	実施時期
CVAA	全銀行	CVAリスクに関する定性的な情報 (簡便法の採用有無を含む)	年次	
CVAB	SA-CVA適用行	SA-CVAに対して追加的に求められる 定性的な事項	十 次	
CVA1	reduced BA-CVA 適用行	詳細に関する定量的情報		2022年 1月
CVA2	full BA-CVA 適用行	詳細に関する定量的情報	半期	
CVA3	SA-CVA適用行	詳細に関する定量的情報 (ヘッジ手法の利用を含む)		
CVA4	SA-C VA 適用1]	前四半期末からのCVAリスクの RWA変動要因分析	四半期	10

2(5)内部モデル採用行による標準的手法でのRWA開示(様式CMS)

- 信用リスクやマーケット・リスクの内部モデル採用行に対し、2つの (内部モデル手法および標準的手法で計測した)RWAの開示を求 めるもの。
 - ・ 内部モデル採用行間のRWA計算のばらつき問題への対応として、「内部モデルで計算したRWA」と「標準的手法で計測したRWA」を対比させて開示することにより、透明性や比較可能性の向上を図るもの。
- 様式CMS1 (P43-45): 内部モデル手法および標準的手法による 主要リスク(信用リスク、マーケット・リスク等)別のRWA対比
- 様式CMS2 (P46-47): 内部モデル手法および標準的手法による 信用リスクにかかる主要資産クラス別のRWA対比
 - IRB行に、IRBおよびSAを用いて計測したRWAを、IRBの資産クラス別に対 比させて開示することを求めている。なお、IRBとSAでは資産クラスの分類が 異なるため、両RWA間の対応関係の紐付け(マッピング)を行う必要がある。
- 開示頻度:様式CMS1は四半期、CMS2は半期。
- 実施時期:2022年1月

2(6) 主要指標、概観の開示(様式OV1、KM1)

- 主要規制指標に係る定量的な時系列情報を、まとめて表形式で示す内容。利用者が各銀行の財務の健全性を巡る足許の状況や過去からの推移を概括的に把握することを可能にするもの。
- <u>全銀行を対象</u>に、OV1は第1フェーズから、KM1は第2フェーズから 導入済み。
 - ・ 様式OV1 (P48-51): RWAの概要を開示するもの。バーゼルⅢ の最終化を踏まえ、株式の行を修正。更に、適用した資本フロア 水準やフロア調整額(移行措置ベース、及び完全実施ベース)等 資本フロアに関する行を追加。
 - 様式KM1 (P52-54): 最上位連結ベースの主要指標を開示する もの。フロア適用前のRWA(4a)、各資本比率(5b,6b,7b)の行が 追加された。レバレッジ比率については、中銀預金を含む(14)行 に加えて中銀預金を除いた比率(14b)行を追加。

(注)5a,6a,7a,14aについては第2フェーズの時点で既に定めている

■ 開示頻度:四半期 実施時期:2022年1月

3.(7) 不良債権の開示(<u>様式CRB</u>)

- バーゼル委では、各国の不良(non-performing)債権および条件緩和(forbearance)債権についての定義が異なることが、各国・銀行間の比較を困難にしているとの問題意識の下、第3の柱の枠組みにおいて標準化した雛形を検討してきた。
- また、バーゼル委では別途、不良債権および条件緩和債権の定義等を示したガイドライン(**)を策定。
 - (※) "Guidelines: Prudential treatment of problem assets definitions of non-performing exposures and forbearance "(2017年4月公表)
- 様式CRB-A(P15-16)は、上記のガイドラインに従う銀行に対して、 不良債権及び条件緩和債権に関する定量的・定性的な開示を求めている。(開示対象:各国当局に開示を求められた銀行)
 - a、b 銀行独自の、不良債権および条件緩和債権の定義
 - c 資産クラス別の不良債権・正常債権残高、不良債権で会計上減損(impaired)したものの 引当金計、等。不良債権について、(i)デフォルト、(ii)会計上のimpaired、(iii) それ以外の内訳
 - d 条件緩和債権について、不良債権・正常債権別内訳、会計上のimpaired/non-impaired別残高の内訳

<u>開示頻度</u>:年次 <u>実施時期</u>:2020年末

3(8) 担保資産の開示(<u>様式ENC</u>)

- バーゼル委は、銀行が保有する資産のうち、担保に供している資産に関する透明性向上を図る観点から、国際的に標準化された開示を検討してきた。
- <u>様式ENC (P55-56)</u>は、銀行の総資産を、「担保に供している資産」 と「担保に供していない資産」に分けて開示することを求めている。
 - なお、オプション欄として「中央銀行に差し入れている資産」欄を設けて、総量を開示することも可能(各国裁量)。その場合でも、差し入れた担保の利用状況は開示されない。
 - ・ また、オプション欄を用いない場合には、各銀行は(既に財務諸表等で行っている開示を参考に)「担保に供している資産」、「担保に供していない資産」に中銀担保を含めてグループ分けを行っても良い。
 - (注)列に「カバードボンド」、「証券化」等の項目が例示されていたが、削除されて任意の列となった。「担保に供している資産」、「担保に供していない資産」各々の小計は引続き開示対象。
- 開示対象:全銀行 開示頻度:半期 実施時期:2020年末

3(9) 配当制限に繋がるトリガー水準の開示(<u>様式CDC</u>)

■ バーゼル田は、銀行に対して、最低所要CET1比率(4.5%)、最低所要Tier1比率(6%)、最低所要自己資本比率(8%)に加えて、各種のバッファー(資本保全バッファー<2.5%>、G-SIBバッファー<1~2.5%>、D-SIBバッファー<本邦では0.5%~1.5%>、カウンター・シクリカル・バッファー<0~2.5%>)を満たす自己資本の保有を求めている。

(注)更に、各国当局は、銀行毎に定める第2の柱に基づくアドオンを課す場合がある。

- また、バーゼルⅢでは、各国当局は、自己資本水準が資本バッファーの所要水準を下回った場合に、銀行に配当制限等を課す扱いとなっている。
- 上記に加えて、G-SIB行に対しては、レバレッジ比率の最低所要水準(3%)にG-SIBバッファー水準の50%を同比率の分子(Tier1 資本)に上乗せすることが求められる。
- この水準を下回った場合、上記のケースと同様、各国当局は、銀行に対し配当制限等を課す扱いとなっている。15

3(9) 配当制限に繋がるトリガー水準の開示(<u>様式CDC</u>)

■ 様式CDC (P57-58): CET1比率及びレバレッジ比率について、配当制限等をもたらすトリガー水準の開示を求めるもの。

行	開示内容		備考
第1行	所要CET1比率(各種のバッファーを含む)と現時点のCET1 比率	•	最終規則文書(Part 9)では、配当制限をもたらす トリガー水準について、7%=4.5%(所要CET1比 率)+2.5%(資本保全バッファー比率)との例示が なされているが、G-SIB/D-SIBバッファーやカウン ター・シクリカル・バッファー等も勘案する必要。
第2行	所要CET1比率(各種のバッファーに加え、Tier1比率や総資本比率の要求を満たすために必要なCET1を含む)と現時点のCET1比率	•	AT1債やTier2債の発行状況に応じて、所要Tier1 比率、所要自己資本比率を満たすために必要となるCET1資本水準は異なる。 G-SIB行については、G-SIBを含むバッファーで用いたCET1はTLAC要件を満たすために用いてはならないことを勘案する必要がある。
第3行	(レバレッジ比率上乗せを含めた)レバレッジ比率の最低所要水準と現時点のレバレッジ比率	•	G-SIB行のみが対象。(配当制限を課している国に 適用される)

- 開示対象:各国当局に開示を求められた銀行
- 開示頻度:年次 実施時期:2020年末

4 88 =

4. 開示(第3の柱)枠組みの前提

- 第3フェーズでも第1、2フェーズ同様、以下の点を規定。
- ・ <u>適用対象</u>は、原則として、国際的に活動する銀行(最上位の連結ベース)。但 し、G-SIB関連、TLACなどの例外あり。
- 開示頻度は、四半期、半期、年次に区分され、雛型毎に設定(詳細は、本資料 P18-23<参考>参照)。開示のタイミングは、原則として、対象となる報告期間 の財務諸表と同時点。
- ・ <u>開示の信頼性確保</u>のため、銀行の開示方針が取締役会等で承認を受け、開示情報の作成にあたり、他の開示情報(MD&Aなど)作成と同水準の内部レビューおよび内部統制プロセスの対象とされることを要求。そうしたプロセスへの遵守を取締役会等が書面で宣誓することも求められている。
- ・ 開示雛型毎に、「Fixed様式: 概ね雛型に則った開示を要求」もしくは「Flexible 様式: 開示形式につき銀行に相応の裁量を容認」に区分。いずれもアニュアル・レポートにおける記載内容等との相互参照(sign post)が可能だが、前者には厳格な要件を設定。
- ・ 守秘情報の開示は免除(但し、補足的な説明を加える必要)。

<参考>第1~3フェーズの雛形一覧 (1)

m& #A-	開示内容	第1フェーズ	第2フェーズ		様式		88 — # 5 ch	実施時期
略称		第1フェース		弟3ノエー人	Fixed	Flexible	開示頻度	
信用リスク	言用リスク							
CRA	信用リスクに関する定性的情報	V				レ	年次	
CR1	資産の質	٧			レ		半期	2016年末
CR2	デフォルトしたローン・債券の残高推移	V			レ		半期	2016年末
CRB	資産の質に関する追加的な開示	V				レ	年次	
CRB-A	不良債権と条件緩和債権に関する追加的な開示			Į.		レ	年次	第3フェーズ: 2020年末
CRC	信用リスク削減手法に関する定性的開示	V				レ	年次	
CR3	信用リスク削減手法の概要	V			レ		半期	2016年末
CRD	【SA】外部格付の利用に関する定性的開示	V				レ	年次	
CR4	【SA】信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減の効果	V		V	V		半期	第1フェーズ:2016年末 第3フェーズ:2022年1月
עטי)	【SA】アセットクラス/リスク・ウエイト別のエクスポージャーの内訳	V		l l	レ		半期	第1フェーズ:2016年末 第3フェーズ:2022年1月
CRE	【IRB】IRBモデルに関する定性的開示	レ				レ	年次	
CR6	【IRB】ポートフォリオおよび倒産確率別エクスポージャー内訳	V			レ		半期	
	【IRB】信用リスク削減目的で利用されたクレジット・デリバティブの影響	V			V		半期	2016年末
	【IRB】RWAの増減の要因分解	レ			レ		四半期	
CR9	【IRB】ポートフォリオ別の倒産確率のバックテスティング	レ				レ	年次	
CR10	【IRB】特定貸付債権	レ		Þ		レ	半期	第1フェーズ:2016年末 第3フェーズ:2022年1月

<参考>第1~3フェーズの雛形一覧 (2)

m/z #/r-	開示内容	第1フェーズ	第2フェーズ	40m_ 7	様式		開示頻度	実施時期
略称		第1フェース		第3ノエース	Fixed	Flexible	用不頻度	
オペリス	ל							
ORA	オペレーショナル・リスクに関する定性的情報			L/		レ	年次	
OR1	過去損失			L L	レ		年次	2000/E1 B
OR2	ビジネス指標(BI)とサブコンポーネント			L L	レ		年次	2022年1月
OR3	オペリスクの最低所要資本額等			L L	レ		年次	
レバレッ	ジ比率							
LR1	会計上の資産とレバレッジ比率エクスポージャーの比較		レ	ν	レ		四半期	第2フェーズ:2017年末 第3フェーズ:2022年1月
LR2	レバレッジ比率に関する共通開示テンプレート		レ	ل ا	レ		四半期	第2フェーズ:2017年末 第3フェーズ:2022年1月
信用評価	· i調整(CVA)					•		
CVAA	CVAに関する定性的情報 [CCR2の更新版]	V		با		レ	年次	第1フェーズ:2016年末 第3フェーズ:2022年1月
CVAB	SA-CVA適用先に関する定性的情報 [CCR2の更新版]	V		V		V	年次	第1フェーズ:2016年末 第3フェーズ:2022年1月
CVA1	簡易版(reduced BA-CVA)適用先のキャピタルチャージ内 訳[CCR2の更新版]	V		L L	レ		半期	第1フェーズ:2016年末 第3フェーズ:2022年1月
CVA2	完全版(full BA-CVA)適用先のキャピタルチャージ内訳 [CCR2の更新版]	ν		L L	レ		半期	第1フェーズ:2016年末 第3フェーズ:2022年1月
CVA3	SA-CVA適用先のキャピタルチャージ内訳 [CCR2の更新版]	V		Þ	レ		半期	第1フェーズ:2016年末 第3フェーズ:2022年1月
CVA4	SA-CVA適用先の必要資本 (二時点比較) [CCR2の更新版]	V		ا نا	V		四半期	第1フェーズ:2016年末 第3フェーズ:2022年1月

<参考>第1~3フェーズの雛形一覧 (3)

略称	開示内容	第1フェーズ	第2フェーズ	第3フェーズ	様式		88 二 烬 本	実施時期
四合 个小		(第1ノエーへ			Fixed	Flexible	開示頻度	
内部モデ	ル採用行による標準的手法でのリスク・アセット(RWA)	開示						
CMS1	【IRB等】SAベースでの主要リスク別リスク・アセット			V	レ		四半期	_
CMS2	【IRB】SAベースでの(信用リスク)資産クラス別リスク・アセット			Þ	レ		半期	2022年1月
リスク管理	里・バーゼル規制の主要な数値							
KM1	バーゼル規制の主要数値の時系列推移		V	ل ا	レ		四半期	第2フェーズ:2018年1月 第3フェーズ:2022年1月
KM2	【G-SIB】TLACの時系列推移		レ		レ		四半期	2019年1月
OVA	銀行のリスク管理の概要	V				レ	年次	2016年末
OV1	リスク・アセットの概要	V	V	با	レ		四半期	第1フェーズ:2016年末 第2フェーズ:2018年末 第3フェーズ:2022年1月
担保資産	(Asset Encumbrance)							
ENC	担保資産の内訳			V	レ		半期	2020年末
配当制限	(Capital Distribution Constraint)							
CDC	配当制限等に繋がるトリガー水準			V		レ	年次	2020年末
財務諸表	と規制上のエクスポージャーとのリンケージ							
LI1	連結範囲に関する会計-規制間の相違	V				レ	年次	2016年末
LI2	規制上のエクスポージャーと会計数値の差異の主な要因	V				レ	年次	2016年末
LIA	会計-規制間の差異に関する説明	V				レ	年次	2016年末
PV1	各種評価調整 (PVA)		レ		レ		年次	2018年末

<参考>第1~3フェーズの雛形一覧 (4)

略称	開示内容	第1フェーズ	第2フェーズ		様式		88 — AE de	実施時期
시가 EPA				第3フェーズ	Fixed	Flexible	開示頻度	
資本およ	びTLACの構成							
CC1	規制資本の内訳		レ		レ		半期	2018年末
CC2	規制資本と会計上のBSとの関係		レ			レ	半期	2018年末
CCA	規制上の自己資本およびTLACに該当する金融商品		レ			レ	半期	2018年末
TLAC1	【G-SIB】TLACの内訳		レ		レ		半期	2019年1月
TLAC2	【G-SIB】主要子会社グループ・法人毎の債権者ランキング		レ		レ		半期	2019年1月
TLAC3	【G-SIB】破綻処理対象法人毎の債権者ランキング		レ		レ		半期	2019年1月
マクロプル	ルーデンス監督措置							
GSIB1	G-SIB指標の開示		レ			レ	年次	2018年末
CCyB1	カウンターシクリカル・バッファーに利用される信用エクス ポージャーの地域別内訳		V			レ	半期	2017年末
流動性								
LIQA	流動性リスク管理の概要		レ			レ	年次	2017年末
LIQ1	流動性カバレッジ比率(LCR)		レ		レ		四半期	2017年末
LIQ2	安定調達比率(NSFR)		レ		レ		半期	2018年1月

<参考>第1~3フェーズの雛形一覧 (5)

mb TL	開示内容		AT 0 -		梢	式		実施時期
略称		第1フェース	第2フェーズ	第3フェース	Fixed	Flexible	開示頻度	
カウンタ-	ーパーティー・信用リスク(CCR)							
CCRA	CCRに関する定性的開示	V				レ	年次	
CCR1	アプローチ毎のCCRエクスポージャーの分析	V			レ		半期	
CCR2	信用評価調整(CVA)に基づくキャピタルチャージ	レ			レ		半期	
CCR3	【SA】ポートフォリオ及びリスク・ウェイト毎のCCRエクス ポージャー	レ			レ		半期	
CCR4	【IRB】ポートフォリオおよび倒産確率毎のCCRエクスポージャー	レ			レ		半期	2016年末
CCR5	CCRエクスポージャーに対する担保の内訳	レ				レ	半期	
CCR6	クレジット・デリバティブのエクスポージャー	V				レ	半期	
CCR7	【IMM】CCRエクスポージャー増減の要因分解	レ			レ		四半期	
CCR8	中央清算機関向けエクスポージャー	V			レ		半期	
証券化								
SECA	証券化エクスポージャーに関する定性的開示	レ				レ	年次	
SEC1	銀行勘定の証券化エクスポージャー	レ				レ	半期	
SEC2	トレーディング勘定の証券化エクスポージャー	レ				レ	半期	2016年末
SEC3	銀行勘定の証券化エクスポージャー(銀行がオリジネーターまたはスポンサーの場合)	レ			レ		半期	
SEC4	銀行勘定の証券化エクスポージャー(銀行が投資家の場合)	レ			レ		半期	

<参考>第1~3フェーズの雛形一覧 (6)

略称	開示内容	# 4 T = -	#07_ *	Art o	様式		88 - AE de	実施時期
따라 17가		第1フェーズ	第2フェーズ	第3フェーズ	Fixed	Flexible	開示頻度	
マーケット	··リスク							
MRA	マーケット・リスクに関する概況	レ	V			V	年次	第1フェーズ:2016年末 第2フェーズ:2019年末
MR1	[SA]キャピタルチャージ	レ	V		レ		半期	第1フェーズ:2016年末 第2フェーズ:2019年末
MRB	【IMA】モデル等に関する定性的開示	レ	V			V	年次	第1フェーズ:2016年末 第2フェーズ:2019年末
MRC	【IMA】トレーディング・デスクの構造		レ			レ	半期	2019年末
MR2	【IMA】RWAの増減の要因分解 【IMA】リスク種類別のマーケット・リスク	V	V		レ		半期	第1フェーズ:2016年末 第2フェーズ:2019年末
MR3	【IMA】キャピタル・チャージの基となる数値(VaR等) 【IMA】RWAの増減の要因分解	V	V		レ		四半期	第1フェーズ:2016年末 第2フェーズ:2019年末
MR4	【IMA】VaR予測値と実際の損益の比較	レ				V	半期	2016年末
銀行勘定	の金利リスク							
IRRBBA	銀行勘定の金利リスクに関するリスク管理の概要		レ			レ	年次	2018年
IRRBB1	銀行勘定の金利リスクに関する定量情報		V		レ		年次	2018年
報酬								
REMA	報酬に関する方針		レ			V	年次	
REM1	会計年度中に支払われた報酬		レ			V	年次	2017年末
REM2	特別報酬		レ			V	年次	2017年本
REM3	繰延報酬		レ		-	レ	年次	